

福島県教育委員会印刷物等広告事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、福島県広告事業基本要綱（平成20年6月2日付け20文第836号総務部長通知。以下「要綱」という。）に基づき、福島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管する印刷物等に対する広告事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 教育委員会が所管する広告掲載の対象となる媒体については、次のとおりとする。

(1) 印刷物

福島県（以下「県」という。）の予算により発行する刊行物、リーフレット、チラシ、副読本等で教育庁内各課（室）及び教育委員会の所管に属する教育機関等（以下「物品管理者等」という。）において発行されるもの

(2) その他

物品管理者等において使用する封筒等事務用品

(掲載可能な広告の範囲及び基準)

第3条 掲載できる広告の範囲は、要綱第4条の定めによるほか、次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 当該広告の内容について教育委員会が推奨しているかのように、県民の誤解を招くもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 教育関係媒体としてのイメージを壊すおそれがあるもの
- (3) その他、教育関係媒体に掲載する広告として不適当と教育委員会が認めるもの

2 掲載できる業種又は事業者等の基準は、福島県広告掲載基準（平成20年6月2日付け20文第836号総務部長通知）の定めによるものとし、各媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途物品管理者等（印刷物が教育機関等において発行されるものである場合は、教育機関等を所管する教育庁所管課（室）長（以下「所管課（室）長」という。）が基準を定めることができる。

(広告の掲載箇所、広告の規格、印刷部数、広告掲載料)

第4条 広告の掲載箇所、規格、対象となる媒体の印刷部数については、各媒体の広告募集に際し、物品管理者等又は媒体が教育機関等において発行されるものである場合は、所管課（室）長が定める広告募集要項（以下「募集要項」という。）によるものとする。

2 広告掲載料は、各媒体ごとに実例価格、需給の状況、発行部数、配付等期間、利用用途等を勘案し、事前に総務部長に協議のうえ、定めるものとする。

(印刷物の配付等期間の取扱い)

第5条 広告募集する印刷物に配付等期間があるものは、配付等期間を付して広告募集を行うものとする。

2 配付等期間が、複数年度にわたる印刷物であっても広告の募集は可能とする。

- 3 広告掲載をした印刷物で、配付等期間の終了に伴い、在庫となった印刷物がある場合、在庫の割合に対する広告掲載料の返還は行わない。

(広告の作成)

第6条 広告の作成に要する費用は広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）の負担とする。

- 2 広告には必ず広告主の名称を表記するものとする。

(広告主の募集)

第7条 広告主の募集は、教育委員会が直接広告主を募集する方法で行い、県のホームページ、教育委員会ホームページ等により公募するものとする。

- 2 広告主の募集に関して、必要となる事項は、募集要項に定めるものとする。。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載の申込みは、教育委員会教育長に対し広告事業申込書（様式第1号）に広告の図案・原稿案の外、募集要項に定めるものを添付し行うものとする。

(広告の審査及び決定)

第9条 前条の募集に対する申込みがあったときは、申込みの内容について広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査し、広告主を決定するものとする。

- 2 広告掲載の可否の決定が審査委員会にてなされた場合は、審査委員会事務局は、その結果を速やかに申込者に広告掲出（掲載）決定通知書（様式第2号）又は広告非掲出（非掲載）決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(契約の締結、広告掲載料の納入、広告原稿等の提出)

第10条 前条第1項の決定があったときは、物品管理者等は遅滞なく広告掲載決定を受けた広告主と契約書を取り交わすものとする。ただし、広告掲載開始日が4月1日となる広告については、4月1日付けで契約締結するものとする。

- 2 契約金額が50万円未満の場合において、契約の履行が確実であると認められるときは、契約書の作成を省略し、当該広告事業の条件等を記載した請書の提出を求めることに代えることができるものとする。
- 3 第9条第2項の規定により広告掲出（掲載）決定の通知を受けた広告主は、広告掲載料を知事が発行する納入通知書により一括して納入することを原則とする。
- 4 広告図案・原稿は契約後、物品管理者等へ提出するものとし、提出期日、提出形式は媒体ごとに物品管理者等により指定するものとする。
- 5 広告主は、提出した広告図案・原稿について物品管理者等とともに校正を行い、原稿の内容を確認できるものとし、校正終了後に原稿の変更を求めることはできないものとする。

(広告内容等の変更)

第11条 教育委員会は、広告内容等が第3条の規定に違反し、又はそのおそれがあると判断したときは、広告主に対して広告内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の中止)

第12条 教育委員会は、次の各号に該当する場合には、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、前条の規定による広告内容等の変更の求めに応じないとき。
 - (2) 指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき。
 - (3) その他、広告掲載を継続することが適当でないと教育委員会が判断したとき。
- 2 前項の規定により、広告掲載を取り消したときは、教育委員会は、広告主に取消理由を付し、書面で通知するものとする。
- 3 教育委員会は、第1項の規定により広告掲載を取り消したときは、広告主が教育委員会に納入すべき広告掲載料の返還は行わないものとする。
- 4 教育委員会は、第1項の規定により広告掲載を取り消したときは、広告主に対し、その賠償の責めを負わないものとする。

(広告掲載の取下げ、広告内容の変更)

第13条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取下げることにはできない。

- 2 広告主は、自己の都合により、広告掲載後、広告内容を変更することはできない。

(広告掲載料の返還等)

第14条 既に納入した広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載ができなくなった場合、その他特別な理由があるときは、その全部又は一部を返還するものとする。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告の内容等が、この要領等に違反することがないように注意する義務を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている素材、履行方法等を使用するときは、その権利処理を行うとともに、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- 3 広告主は、広告掲載により第三者に損害を及ぼしたときは、自らの責任と負担により解決しなければならない。

(その他)

第16条 教育委員会は、この要領に定めるもののほか、教育委員会所管印刷物等への広告掲載に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年12月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月10日から施行する。